横須賀市「子育て応援ひろば すかみらいウェブサイト」要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、横須賀市と子育てを応援する市内事業者等が連携して実施する「子育て応援ひろば すかみらいウェブサイト」（以下「子育て応援ひろば すかみらい」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）ウェブサイト　市が提供し、運用及び管理を行う「子育て応援ひろば すかみらい」のホームページをいう。

（２）メンバーズクラブ会員　「子育て応援ひろば すかみらい」の特典を受ける者として市長の登録を受けた者をいう。

（３）協賛事業者　「子育て応援ひろば すかみらい」の特典を提供する事業者として市長の登録を受けた者をいう。

（事業内容）

第３条　市長は、「子育て応援ひろば すかみらい」において次に掲げる手続を行うものとする。

（１）メンバーズクラブ会員の登録（以下「会員登録」という。）に関する手続

（２）協賛事業者の登録（以下「事業者登録」という。）に関する手続

（３）ウェブサイトの提供、運用及び管理に関する手続

（４）その他「子育て応援ひろば すかみらい」に関する手続

２　協賛事業者は、「子育て応援ひろば すかみらい」において次に掲げる事業を行う。

（１）メンバーズクラブ会員に対する「子育て応援ひろば すかみらい」の特典の提供

（２）ウェブサイトにおける情報、特典その他のサービスの提供

（３）その他「子育て応援ひろば すかみらい」の運営に必要な事項

（会員登録）

第４条　会員登録を受けることができる者は、原則として次のいずれにも該当する者とする。

（１）市内在住であること。

（２）18 歳以上であること。
（３）子の家族・親族（３親等以内）であること。
（４）子の年齢が 18 歳以下であること。
２　会員登録を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、サイト又は市長が別に定める方法により、市長に対し会員登録の申請を行わなければならない。
３　市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、申請者が第１項に規定する要件を満たすと認めるときは、当該申請者の会員登録を行うものとする。
４　会員登録の有効期間は、当該会員登録が行われた日から、メンバーズクラブ会員の子が 19 歳に達する日の前日までとする。

（会員登録の登録証）
第５条　市長は、メンバーズクラブ会員に対し、電磁的方法により登録証を交付する。

（会員登録の取り消し）
第６条　市長は、メンバーズクラブ会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員登録を取り消すものとする。
（１）虚偽その他不正の行為により会員登録を受けたとき。
（２）メンバーズクラブ会員による利用登録の廃止の申出があったとき。
（３）メンバーズクラブ会員の子が 19 歳に達したとき。
（４）その他市長が適当でないと認めたとき。

（事業者登録）
第７条　事業者登録を受けることができるものは、次のいずれにも該当する事業者とする。
（１）店舗、事務所又は事業所が市内にあること。
（２）子育て世帯の支援その他これに関連する事業を行っている、または子育て世帯むけのサービスを提供している事業者であること。
（３）宗教活動を主たる目的としないこと。
（４）下記の項目を現在行なっておらず、今後も行わないこと。
　　（ア）公序良俗に反する事業。
　　（イ）法令に違反し、又は違反するおそれのある取引若しくは事業。
　　（ウ）連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他これらに類する取引。
（５）その他市長が必要と認める条件を満たすこと。

２　事業者登録を受けようとする者は、市長に対し事業者登録の申請をしなければならない。
３　市長は、事業者登録の申請を受けた場合において、当該事業者が第１項に規定する要件を満たすと認めるときは、当該事業者の事業者登録を行うものとする。
４　事業者登録の有効期間は、当該事業者登録が行われた年度の３月 31 日までとする。

（事業者登録の更新）
第８条　市長は、事業者登録の有効期間の満了の１か月前までに、協賛事業者から引き続き登録の意思を確認したときは、当該有効期間を、当該満了の日の属する年度の翌年度の３月 31 日まで更新することができ、以後も同様とする。

（事業者登録の変更等）
第９条　協賛事業者は、事業者登録内容の変更、又は廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（事業者登録の廃止）
第 10 条　市長は、次の場合事業者登録を廃止するものとする。
（１）第７条１項の要件を満たさなくなったとき。
（２）第９条の規定による廃止の届出を受けたとき

（その他の事項）
第 11 条　この要綱の施行に関し必要な事項は、経営企画部長が定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成 24 年２月１日から施行する。
（経過措置）
２　平成 24 年３月 31 日までに申請がなされた利用登録又は協賛登録の有効期間は、第４条第４項及び第９条第５項の規定にかかわらず、平成 25 年３月 31 日までとする。

附　則
　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月１日から施行する。